介護保険料の減免や特別遺族給付金のお知らせ

介護保険料の減額制度

介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階の人で、収入などがなく、保険料の納付が困難な人の介護保険料を次の通り減額します。

▼**対象**…次の5つの要件に該当する人。①世帯員全員が住民税非課税②世帯の年間収入が120万円以下（世帯3人目からは1人につき40万円を加算、仕送りなども収入に含みます）③住民税課税者に扶養されていない④預貯金の合計額が200万円以下⑤固定資産などそのほかの資産が一定基準以下（不動産や預貯金などの資産）

▼**減免金額**…①第3段階を第2段階に＝年間4680円を減額②第2段階を第1段階に＝年間7020円を減額

▼**必要書類**…①印鑑②介護保険料納入通知書（特別徴収額決定通知書）③収入額を証明できるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、確定申告書など）④家計状況が分かるもの（預貯金通帳など）

▼**申請時期**…7月中旬から

▼**申請・問い合わせ先**…役場保健福祉課（☎35―2113）

賃金法が改正されます

改正「最低賃金法」が7月1日から施行されます。主な改正内容は次の3点です。

❶最低賃金の適用除外規定が廃止され、減額特例となります。施行日（7月1日）時点で既に適用除外の許可を受けている労働者について、使用者は施行日から1年以内に新たに減額特例の許可を受ける必要があります。

❷派遣労働者には、派遣元ではなく派遣先の地域別最低賃金または特定最低賃金（一定の事業または職業にかかる最低賃金）が適用されます。

❸地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き揚げられます。

※詳しくは岩手労働局ホームページ（http://www.iwate-roudou.go.jp）をご覧ください。

▼**問い合わせ先**…岩手労働局労働規準部賃金室（☎019―604―3008）

石綿被害の遺族給付金

石綿による健康被害が大きな社会問題となったことに伴い「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日に施行され、平成13年3月26日以前に石綿による病気を発症し死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した人に対して、特別遺族給付金が支給されるようになりました。

しかし、この特別遺族給付金は石綿救済法施行後3年以内に請求しなければならず、平成21年3月27日の請求期限をもって、これ以降は請求できないことになります。

また、平成13年3月27日以降に、仕事が原因で石綿による病気になり死亡した遺族には、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、死亡した日の翌日から5年が経過すると、時効により請求できなくなります。

まだ請求していない遺族の人は、お早めに岩手労働局労働基準部労災補償課または最寄りの労働基準監督署に相談、請求をするようお願いします。

▼**問い合わせ先**…岩手労働局労働基準部労災補償課（☎019―604―3009）

宝くじ助成 小型除雪機テントセットを購入

財団法人自治総合センターの宝くじ助成金（コミュニティー助成事業）総額330万円を受けて小型除雪機などを購入しました。（左写真）

緑区自治会が購入したのは小型除雪機1台、芝刈機1台、テント2セット、テレビカラオケ1台、もちつき機1台。合計の購入価格は140万円でした。堀内自治会が購入した小型除雪機3台と液晶テレビは190万円でした。

今回購入した同備品は今後も各地区のコミュニティー活動などで幅広く有効活用されます。

普代ポイントカード会からのお知らせ!!

今お使い頂いている「ためんびゃあカード」の使用期限は、平成19(2007)年8月31日までとなっていますが1年間延長して**平成20(2008)年8月31日**まで使用できるものといたします。お買物はポイントカード会員のお店を御利用ください。

普代ポイントカード会に対するお問い合わせは事務局（普代商工会☎35－2132）まで。

広報クイズ

下の2つの絵に違うところが3カ所あります。あ～けのうち、間違っている3カ所を探してみてください。

【応募の方法】

はがきに答え、郵便番号、住所（地区名）、氏名、年齢、性別、世帯主の名前、電話番号を書いて応募してください。正解者の中から抽選で5人に図書カードをプレゼントします。はがきに今月号の感想や意見、イラストなど書いてください。紙上で紹介します。

☺**あて先**…〒028―8392 普代村9―13―2 普代村役場広報クイズ係

☺**締め切り**…7月9日(水)当日消印有効

☺**5月号の答え**…①C、②B

☺**応募総数**…5通で5人の方が正解でした。抽選の結果、次の5人に図書カードをお送りします。おめでとうございます。

☺**当選者**…①野田口和奏（あさひ）ちゃん（旭日区・5歳）②坂下尚志さん（堀内・48歳）③野田口裕（ゆう）くん（青森県八戸市・9歳）④菅野みちるさん（緑区・10歳）⑤野田口礼茄（らな）ちゃん（旭日区・3歳）

みんなのイラスト展

野田口和奏（わかな）ちゃん（旭日区・5歳）

野田口裕（ゆう）くん（青森県八戸市・9歳）

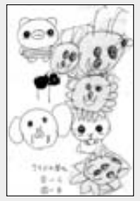

野田口礼茄（らな）ちゃん（旭日区・3歳）

菅野みちるさん（緑区・10歳）

おわび

先月号の広報クイズの締め切りが5月14日と発行日前の日付となっていました。おわびいたします。今月は応募締め切り日はなしとし、5人の応募者全員を有効とします。

元絵

間違い探し用

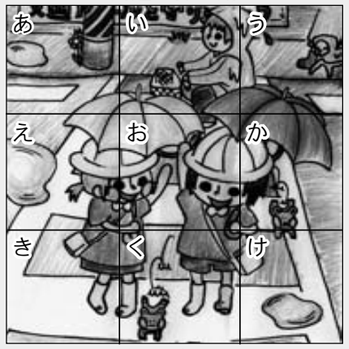

難易度・★★★★★

※イラスト・金子望さん（盛岡南高3年）

※注　色の濃さ、文字（あ～け）の下に隠れている部分は間違いに含みません